

第七十一回国会 衆議院 財務金融委員会 議 録 第十 一 号

平成二十一年三月十七日(火曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長 田中 和徳君
理事 江崎洋一郎君
理事 竹本 直一君
理事 吉田六左門君
理事 松野 頼久君
理事 石原 宏高君
理事 越智 隆雄君
理事 亀井善太郎君
理事 佐藤ゆかり君
理事 とかしきなおみ君
理事 西本 勝子君
理事 林田 彪君
理事 広津 素子君
理事 三ツ矢憲生君
理事 盛山 正仁君
理事 大島 章宏君
理事 下条 みつ君
理事 古本伸一郎君
理事 谷口 隆義君

委員 木村 隆秀君
委員 山本 明彦君
委員 中川 正春君
委員 石井 啓一君
委員 稲田 朋美君
委員 大塚 高司君
委員 後藤田正純君
委員 関 芳弘君
委員 中根 一幸君
委員 林 潤君
委員 平口 洋君
委員 松本 洋平君
委員 宮下 一郎君
委員 小沢 鋭仁君
委員 階 猛君
委員 鈴木 克昌君
委員 和田 隆志君
委員 佐々木憲昭君

同日

辞任

大塚 高司君
西本 勝子君
林 潤君
補欠選任
原田 憲治君
山本 有二郎君
鈴木 馨祐君

本日の会議に付した案件

関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、関稅定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣与謝野馨君。

関稅定率法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○与謝野國務大臣 たいま議題となりました関稅定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の經濟情勢の変化に対応する等の見地から、関稅率について所要の措置を講ずるほか、関稅における水際取り締まりの充実強化等を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一は、税関における水際取り締まりの充実強化であります。

偽造印紙・郵便切手等を輸入してはならない貨物に追加するほか、保税蔵置場等の許可をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であるこ

と等を追加することとしております。

第二は、国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充であります。

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制を整えている製造者が製造した貨物を輸出しようとする者に対する特例措置を導入することとしております。

第三は、暫定関稅率等の適用期限の延長であります。

平成二十一年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関稅率等について、その適用期限の延長を行うこととしております。

その他、個別品目の関稅率の改正のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

五〇〇五・〇〇 絹紡糸及び絹紡糸(小売用にしたものを除く) 無稅

(関稅法の一部改正)

第二条 関稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条の十二」を「第六十七条の十八」に改める。

第七条の二第二項中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条の三第二項」に改める。

第七条の五第一号中「を」とし、ホをチとし、二をトとし、同号ハ中若しくは口を「から二まで」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ハ 暴力団員等によりその事業活動を支配されてゐる者であるとき。

第七条の五第一号口の次に次のように加える。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十三分散会

関稅定率法等の一部を改正する法律案

関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

第一条 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第五〇〇五・〇〇号を次のように改める。

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の二第七項 都道府県暴力追放運動推進センター)の規定を除く。以下同じ。に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十八条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた日から二年を経過してゐない者である

委員の異動
三月十七日
辞任 補欠選任
鈴木 馨祐君 林 潤君
原田 憲治君 大塚 高司君
山本 有二郎君 西本 勝子君

とき。
二 暴力団員による不当な行為の防止等に
関する法律第二条第六号(定義に規定す
る暴力団員(以下この号において「暴力団
員」という。))又は暴力団員でなくなつた
日から五年を経過していない者(以下「暴
力団員等」という。))であるとき。

第七条の十二第一項第一号ホ中「八まで」を
「八まで」に改める。
第四十三条中第七号を第十号とし、第六号を
第九号とし、第五号を第八号とし、同条第四号
中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六
号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 申請者が暴力団員等によりその事業活動
を支配されている者である場合
第四十三条第三号の次に次の二号を加える。
四 申請者が暴力団員による不当な行為の防
止等に関する法律の規定に違反し、又は刑
法第二百四十二条(傷害)、第二百六条(現場助
勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三
第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百二
十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背
任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する
法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、そ
の刑の執行を終わし、又は執行を受けるこ
とがなくなつた日から二年を経過していな
い場合

五 申請者が暴力団員等である場合
第四十八条第一項第二号中「第七号まで(保税
蔵置場の許可をしないことができる場合)」を
「第十号まで(許可の要件)」に改める。
第五十一条第一号ハ中「第四号」を「第七号」に
改める。
第六十二条の八第二項第五号中「第四号」を
「第七号」に改め、「保税蔵置場の」を削る。
第六十三条の四第一号ホを同号チとし、同号
二中「八まで」を「ホまで」に、「又は」を「又は」
に改め、同号ニを同号ヘとし、同号への次に次
のように加える。

ト 暴力団員等によりその事業活動を支配
されている者であること。
第六十三号の四第一号ハの次に次のように加
える。
二 暴力団員による不当な行為の防止等に
関する法律の規定に違反し、又は刑法第
二百四十二条(傷害)、第二百六条(現場助
勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の
三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二
百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七
条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に
関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せ
られ、その刑の執行を終わし、又は執行
を受けることがなくなつた日から二年を
経過していない者であること。
ホ 暴力団員等であること。
第六十三号の八第一項第一号イ中「二まで」を
「トまで」に改める。
第六十七条の三第一項中「貨物を輸出しよう
とする者であつて、あらかじめいづれかの税関
長の承認を受けた者(以下「特定輸出者」とい
う。))又は当該貨物の輸出に係る通関手続を認定
通関業者に委託した者(次項において「特定委託
輸出者」という。))は、その」を「次に掲げる者
は」に改め、同項に次の各号を加える。
一 貨物を輸出しようとする者であつてあら
かじめいづれかの税関長の承認を受けた者
(以下この節において「特定輸出者」とい
う。))
二 貨物を輸出しようとする者であつて当該
貨物の輸出に係る通関手続を認定通関業者
に委託した者(次項において「特定委託輸出
者」という。))
三 認定製造者(第六十七条の十四(規則等に
関する改善措置)に規定する認定製造者を
いう。以下この号及び第四項において同
じ。)が製造した貨物を当該認定製造者から
取得して輸出しようとする特定製造貨物輸
出者(第六十七条の十三第二項(製造者の認

定)に規定する特定製造貨物輸出者をい
う。次項及び第四項において同じ。))
第六十七号の三第二項中「及び特定委託輸出
申告」を「特定委託輸出申告に、「第五項」を
「第六項」に改め、「において同じ。))」の下に「及
び特定製造貨物輸出申告(前項の規定により特
定製造貨物輸出者が行う前条第一項の規定を適
用しない輸出申告をいう。以下この節において
同じ。))」を加え、同条第五項中「及び特定委託輸
出申告」を「特定委託輸出申告及び特定製造貨
物輸出申告」に改め、同項を同条第六項とし、
同条第四項中「第一項」を「第一項第一号」に改
め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に
次の一項を加える。
4 特定製造貨物輸出者は、特定製造貨物輸出
申告に際しては、当該特定製造貨物輸出申告
に係る貨物の品名、数量その他の政令で定め
る事項を記載した書面であつて認定製造者が
作成したもの(第六十七条の十三第三項第二
号イ及び第六十七条の十七第一項第三号にお
いて「貨物確認書」という。)を税関長に提出し
なければならない。
第六十七号の四中、「前条第一項」を、「前条
第一項第一号」に改め、同条第一号ホ中「前条第
一項」を「前条第一項第一号」に改め、同号ホを
同号チとし、同号二中「八まで」を「ホまで」に、
「又は」を「又は」に改め、同号ニを同号ヘと
し、同号への次に次のように加える。
ト 暴力団員等によりその事業活動を支配
されている者であること。
第六十七号の四第一号ハの次に次のように加
える。
二 暴力団員による不当な行為の防止等に
関する法律の規定に違反し、又は刑法第
二百四十二条(傷害)、第二百六条(現場助
勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の
三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二
百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七
条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に
関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せ
られ、その刑の執行を終わし、又は執行
を受けることがなくなつた日から二年を
経過していない者であること。
ホ 暴力団員等であること。
第六十七号の四第二号中「次号」の下に「並び
に第六十七号の十三第一項及び第二項を加え
る。
第六十七号の六第二項の表第四条第一項の項
中「第六十七号の三第一項」を「第六十七号の三
第一項第一号」に改める。
第六十七号の七中「同項」を「同項第一号」に改
める。
第六十七号の八第一項中「第六十七号の三第
一項」を「第六十七号の三第一項第一号」に改
め、同項第二号中「許可の承継についての規定
の準用」を削り、同条第二項中「第六十七号の
三第一項」を「第六十七号の三第一項第一号」に
改める。
第六十七号の九中「第六十七号の三第一項」を
「第六十七号の三第一項第一号」に改める。
第六章第二節中第六十七号の十二の次に次の
六条を加える。
(製造者の認定)
第六十七号の十三 貨物を製造する者は、申請
により、自ら製造した貨物の輸出に関する業
務が、自己、輸出者その他の者により適正か
つ確実に履行されるよう、当該業務の遂行を適
正に管理することができるものと認められる
旨の税関長の認定を受けることができる。
2 前項の認定を受けようとする者(以下この
条において「申請者」という。))は、当該申請者
及び特定製造貨物輸出者(当該申請者が製造
する貨物を輸出しようとする者であつて、当
該貨物の輸出に関する業務を当該申請者の管
理の下に行う者をいう。以下この節において
同じ。))の住所又は居所及び氏名又は名称その
他必要な事項を記載した申請書を、当該申請
者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長

定)に規定する特定製造貨物輸出者をい
う。次項及び第四項において同じ。))
第六十七号の三第二項中「及び特定委託輸出
申告」を「特定委託輸出申告に、「第五項」を
「第六項」に改め、「において同じ。))」の下に「及
び特定製造貨物輸出申告(前項の規定により特
定製造貨物輸出者が行う前条第一項の規定を適
用しない輸出申告をいう。以下この節において
同じ。))」を加え、同条第五項中「及び特定委託輸
出申告」を「特定委託輸出申告及び特定製造貨
物輸出申告」に改め、同項を同条第六項とし、
同条第四項中「第一項」を「第一項第一号」に改
め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に
次の一項を加える。
4 特定製造貨物輸出者は、特定製造貨物輸出
申告に際しては、当該特定製造貨物輸出申告
に係る貨物の品名、数量その他の政令で定め
る事項を記載した書面であつて認定製造者が
作成したもの(第六十七条の十三第三項第二
号イ及び第六十七条の十七第一項第三号にお
いて「貨物確認書」という。)を税関長に提出し
なければならない。
第六十七号の四中、「前条第一項」を、「前条
第一項第一号」に改め、同条第一号ホ中「前条第
一項」を「前条第一項第一号」に改め、同号ホを
同号チとし、同号二中「八まで」を「ホまで」に、
「又は」を「又は」に改め、同号ニを同号ヘと
し、同号への次に次のように加える。
ト 暴力団員等によりその事業活動を支配
されている者であること。
第六十七号の四第一号ハの次に次のように加
える。
二 暴力団員による不当な行為の防止等に
関する法律の規定に違反し、又は刑法第
二百四十二条(傷害)、第二百六条(現場助
勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の
三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二
百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七
条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に
関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せ
られ、その刑の執行を終わし、又は執行
を受けることがなくなつた日から二年を
経過していない者であること。
ホ 暴力団員等であること。
第六十七号の四第二号中「次号」の下に「並び
に第六十七号の十三第一項及び第二項を加え
る。
第六十七号の六第二項の表第四条第一項の項
中「第六十七号の三第一項」を「第六十七号の三
第一項第一号」に改める。
第六十七号の七中「同項」を「同項第一号」に改
める。
第六十七号の八第一項中「第六十七号の三第
一項」を「第六十七号の三第一項第一号」に改
め、同項第二号中「許可の承継についての規定
の準用」を削り、同条第二項中「第六十七号の
三第一項」を「第六十七号の三第一項第一号」に
改める。
第六十七号の九中「第六十七号の三第一項」を
「第六十七号の三第一項第一号」に改める。
第六章第二節中第六十七号の十二の次に次の
六条を加える。
(製造者の認定)
第六十七号の十三 貨物を製造する者は、申請
により、自ら製造した貨物の輸出に関する業
務が、自己、輸出者その他の者により適正か
つ確実に履行されるよう、当該業務の遂行を適
正に管理することができるものと認められる
旨の税関長の認定を受けることができる。
2 前項の認定を受けようとする者(以下この
条において「申請者」という。))は、当該申請者
及び特定製造貨物輸出者(当該申請者が製造
する貨物を輸出しようとする者であつて、当
該貨物の輸出に関する業務を当該申請者の管
理の下に行う者をいう。以下この節において
同じ。))の住所又は居所及び氏名又は名称その
他必要な事項を記載した申請書を、当該申請
者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長

定)に規定する特定製造貨物輸出者をい
う。次項及び第四項において同じ。))
第六十七号の三第二項中「及び特定委託輸出
申告」を「特定委託輸出申告に、「第五項」を
「第六項」に改め、「において同じ。))」の下に「及
び特定製造貨物輸出申告(前項の規定により特
定製造貨物輸出者が行う前条第一項の規定を適
用しない輸出申告をいう。以下この節において
同じ。))」を加え、同条第五項中「及び特定委託輸
出申告」を「特定委託輸出申告及び特定製造貨
物輸出申告」に改め、同項を同条第六項とし、
同条第四項中「第一項」を「第一項第一号」に改
め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に
次の一項を加える。
4 特定製造貨物輸出者は、特定製造貨物輸出
申告に際しては、当該特定製造貨物輸出申告
に係る貨物の品名、数量その他の政令で定め
る事項を記載した書面であつて認定製造者が
作成したもの(第六十七条の十三第三項第二
号イ及び第六十七条の十七第一項第三号にお
いて「貨物確認書」という。)を税関長に提出し
なければならない。
第六十七号の四中、「前条第一項」を、「前条
第一項第一号」に改め、同条第一号ホ中「前条第
一項」を「前条第一項第一号」に改め、同号ホを
同号チとし、同号二中「八まで」を「ホまで」に、
「又は」を「又は」に改め、同号ニを同号ヘと
し、同号への次に次のように加える。
ト 暴力団員等によりその事業活動を支配
されている者であること。
第六十七号の四第一号ハの次に次のように加
える。
二 暴力団員による不当な行為の防止等に
関する法律の規定に違反し、又は刑法第
二百四十二条(傷害)、第二百六条(現場助
勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の
三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二
百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七
条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に
関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せ
られ、その刑の執行を終わし、又は執行
を受けることがなくなつた日から二年を
経過していない者であること。
ホ 暴力団員等であること。
第六十七号の四第二号中「次号」の下に「並び
に第六十七号の十三第一項及び第二項を加え
る。
第六十七号の六第二項の表第四条第一項の項
中「第六十七号の三第一項」を「第六十七号の三
第一項第一号」に改める。
第六十七号の七中「同項」を「同項第一号」に改
める。
第六十七号の八第一項中「第六十七号の三第
一項」を「第六十七号の三第一項第一号」に改
め、同項第二号中「許可の承継についての規定
の準用」を削り、同条第二項中「第六十七号の
三第一項」を「第六十七号の三第一項第一号」に
改める。
第六十七号の九中「第六十七号の三第一項」を
「第六十七号の三第一項第一号」に改める。
第六章第二節中第六十七号の十二の次に次の
六条を加える。
(製造者の認定)
第六十七号の十三 貨物を製造する者は、申請
により、自ら製造した貨物の輸出に関する業
務が、自己、輸出者その他の者により適正か
つ確実に履行されるよう、当該業務の遂行を適
正に管理することができるものと認められる
旨の税関長の認定を受けることができる。
2 前項の認定を受けようとする者(以下この
条において「申請者」という。))は、当該申請者
及び特定製造貨物輸出者(当該申請者が製造
する貨物を輸出しようとする者であつて、当
該貨物の輸出に関する業務を当該申請者の管
理の下に行う者をいう。以下この節において
同じ。))の住所又は居所及び氏名又は名称その
他必要な事項を記載した申請書を、当該申請
者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長

に提出しなければならない。

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律若しくは関税率法その他関税に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない者であること。

ロ 第七十条第一項又は第二項(証明又は確認に規定する他の法令の規定のうち、輸出に関する規定に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者(イ)に規定する者を除く。)であること。

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四十二条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ホ 暴力団員等であること。

ヘ その業務についてイからホまでに該当

する者を役員とする法人であること又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であること。

ト 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であること。

チ 第六十七条の十七第一項(認定の取消)の規定により第一項の認定を取り消された日から三年を経過していない者であること。

二 申請者が次のいずれにも該当すること。

イ 特定製造貨物輸出者が申請者から取得して輸出しようとする特定製造貨物申請者の製造した貨物をいう。以下この号において同じ。)について、適正な貨物確認書の作成及びその特定製造貨物輸出者への交付その他の特定製造貨物の輸出申告が適正に行われることを確保するために必要な業務を遂行する能力を有していること。

ロ 特定製造貨物が輸出のために外国貿易船等に積み込まれるまでの間の当該特定製造貨物の管理について、その状況を把握するとともに、当該特定製造貨物に係る輸出申告の内容に即して適正に行われることを確保するために必要な業務を遂行する能力を有していること。

ハ イ及びロに規定する業務を適正かつ確実に行うために必要な業務の実施の方法として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

三 特定製造貨物輸出者が次のいずれにも該当すること。

イ 第六十七条の四第一号イからチまで(承認の要件)のいずれにも該当しないこと。

ロ 輸出申告を電子情報処理組織を使用して行う能力を有していること。

4 第二項の申請書の提出その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(規則等に関する改善措置)

第六十七条の十四 税関長は、前条第一項の認定を受けた者(以下この節において「認定製造者」という。)について、その製造した貨物に係る特定製造貨物輸出申告がこの法律の規定に従って行われなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該認定製造者に対し、同条第三項第二号ハに規定する規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同号ハに規定する規則を新たに定めることを求めることができる。

(認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出)

第六十七条の十五 認定製造者は、第六十七条の十三第一項(認定)の認定を受けている必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の認定をした税関長に届け出ることができる。

(認定の失効)

第六十七条の十六 第六十七条の十三第一項(製造者の認定)の認定は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 認定製造者が死亡した場合で、第六十七条の十八において準用する第四十八条の第二項(許可の承継)の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

三 認定製造者が解散したとき。

四 認定製造者が破産手続開始の決定を受けたとき。

五 税関長が認定を取り消したとき。

2 第六十七条の十三第一項の認定が失効した場合において、特定製造貨物輸出申告に係る貨物(輸出の許可を受けていないものに限

る。)があるときは、当該貨物に係る通関手続が終了するまでの間は、当該認定を受けていた者又はその相続人(認定を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人)が引き続き当該認定を受けているものとみなす。

(認定の取消)

第六十七条の十七 税関長は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、第六十七条の十三第一項(認定)の認定を取り消すことができる。

一 認定製造者が第六十七条の十三第三項第一号イからトまでに該当することとなつたこと又は同項第二号イ若しくはロに該当しないこととなつたこと。

二 認定製造者が第六十七条の十四(規則等に関する改善措置)の規定による税関長の求めに応じなかつたこと。

三 認定製造者が偽つた貨物確認書を特定製造貨物輸出者に交付したとき。

四 特定製造貨物輸出者が第六十七条の十三第三項第三号イ又はロに該当しないこととなつたこと。

2 前項の規定による認定の取消しの手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(許可の承継についての規定の準用)

第六十七条の十八 第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定は、認定製造者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十九条の十一第一項第六号中「銀行券」の下に、「印紙若しくは郵便切手(郵便切手以外の郵便に関する料金を表す証券を含む。以下この号において同じ。)」を、「模造品の下に」「(印紙の模造品にあつては印紙等模造取締法昭和二十二年法律第八十九号)第一条第二項の規定により財務大臣の許可を受けて輸入するものを

除き、郵便切手の模造品にあつては郵便切手類模造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)第一条第二項の規定により総務大臣の許可を受けて輸入するものを除く。)を加える。
第七十九条第三項第一号に次のように加える。

ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四十二条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。
ヘ 暴力団員等であること。
ト その業務についてホ若しくはへに該当する者を役員とする法人であること又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であること。
チ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であること。
第七十九条の四第一項第一号中「若しくは二を「からちまで」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)
第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第二条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。
第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

別表第一第五〇・〇五項を削る。
別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

平成二十一年三月二十三日印刷

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中関税法第六十九条の十一の改正規定 平成二十一年六月一日
二 第二条の規定(関税法第六十九条の十一の改正規定を除く。)及び附則第五条の規定 平成二十一年七月一日

(関税法の一部改正に伴う準備行為)
第二条 第二条の規定による改正後の関税法(以下「新関税法」という。)第六十七条の十三第一項の認定を受けようとする者は、前条第二号に定める日前においても、新関税法第六十七条の十三第二項及び第四項の規定の例により、その申請を行うことができる。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(通関業法の一部改正)
第五条 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号イの(1)の(五)中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条の三第一項第一号」に改める。

(検討)
第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新関税法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、偽造印紙等を輸入してはならない貨物に追加するとともに、暴力団員であること等を保税蔵置場等の許可をしないことができる要件に追加するほか、暫定関税率の適用期限を延長する等、所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、偽造印紙等を輸入してはならない貨物に追加するとともに、暴力団員であること等を保税蔵置場等の許可をしないことができる要件に追加するほか、暫定関税率の適用期限を延長する等、所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十一年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A